

「市民との協働に関する指針」の改訂とハンドブックの作成 「提案制度」の見直しを行いました！

< 1 > 「市民との協働に関する指針」の改訂

平成 16 年に「市民との協働に関する指針」を策定してから約 15 年が経過し、その間に柏市の抱える地域課題は多様化・複雑化しています。これに伴い、「協働」の視点から市民や市民活動団体に期待される役割も多様化しており、実際に、市内各地で展開されている市民活動も多様で多彩なものになっています。

このような背景を踏まえて、この度、「協働」の現状・課題の整理及び今後の方針等について、「指針」の一部の文言を修正、追記しました。

■ 「市民との協働に関する指針」改訂のポイント

1. 市民と市だけではなく、市民同士の協働も進めていくこと
2. 市が抱える課題や取組について、市民との対話や情報共有をより一層図ること
3. 市民と市の協働の取り組み事例をわかりやすく公開していくこと
4. 市民との協働に際して、庁内での横断的な連携を強化すること

また、指針の見直しに合わせて、市民公益活動団体の皆さんにもご協力いただき、協働の目的や効果、協働の取組事例を分かりやすくまとめた小冊子「わかる！はじめる！協働のまちづくりハンドブック」を作成しました。

このガイドブックは、市民活動サポートコーナーで配布しています。

⇒詳しくは市のホームページをご覧ください。

<http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/400100/p001051.html>



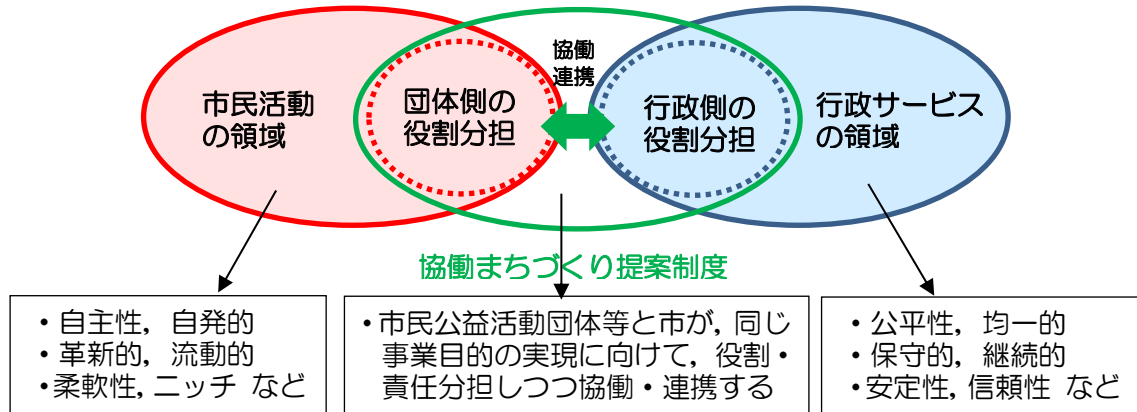
■ 「わかる！はじめる！協働のまちづくりハンドブック」のイメージ



<2>新たな「協働まちづくり提案制度」の運用

令和2年度から運用を開始する「協働まちづくり提案制度」は、前身の「協働事業提案制度」と同様に、市民公益活動団体と市が、同じ事業目的の実現に向けて、それぞれの特長を活かして、役割と責任を分担しつつ、協働・連携してまちづくりに取り組む制度であり、この度、市民公益活動団体の皆さんがより活用しやすいように制度改正したものです。

■協働まちづくり提案制度の領域



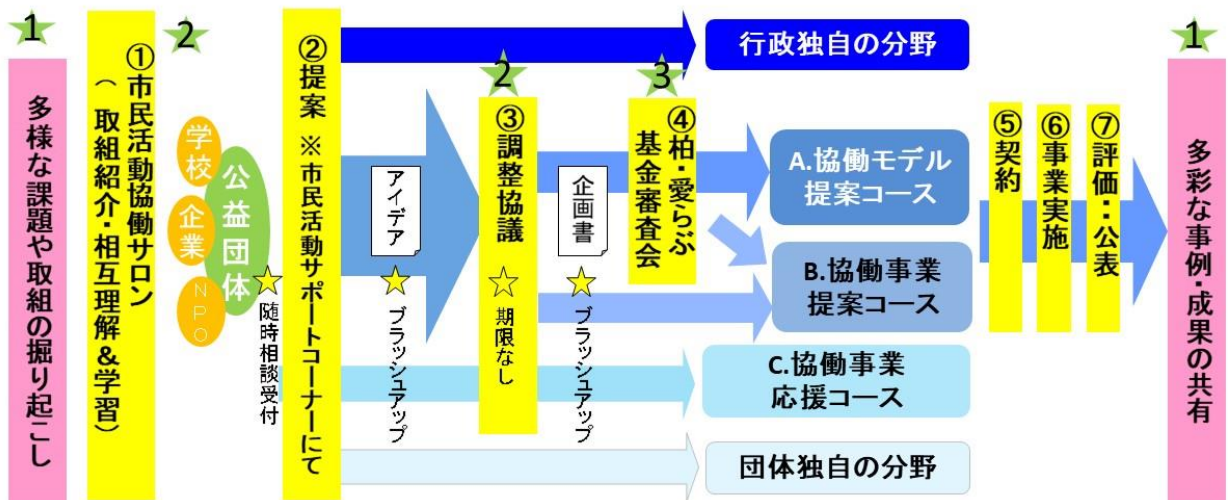
制度改正の主なポイントは以下の3点であり、提案から成案化に至る流れは下図の通りです。

【ポイント1】 事業提案のベースとなる行政課題や協働ニーズを共有します。

【ポイント2】 多様な協働コースを用意し、協働まちづくりをサポートします。

【ポイント3】 随時受付、協議期限なし等、制度運用を柔軟に行います。

■提案・成案化の流れ



⇒詳しくは市のホームページをご覧ください。

<http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/400100/p054263.html>

